

一 交渉経過 記

九月二十八日午後六時、争議團代表東泊水外十一名日若本社ヲ訪問、同七時四十五分ヨリ勞資會見セルカ（本社側田中水野兩取締役外二名）配属問題ニ對シ從業員代表交々強硬ニ撤回方ヲ主張セルモ會社側ハ根本方針ナリトシテ絶對ニ讓歩スル色ナク午後八時三十分ニ至リ會見決裂状態ニ陥リタリ

警戒中ノ所轄京橋署特高係員及當廳勞働課員ニ於テ勞資間ノ輾旋ニ依リ從業員ノ讓歩スル所トナリ會社ノレコード化ニ依ル配属問題ヲ承認シ條件トシテ

一 原則トシテ職能ヲ變更セサルコト

二 今回ノ配属ハ從業員ト協議スルコト

三 配属ニ剩余アルモ職首セサルコト

以上承認セラレタルニ依リ愈々要求書ノ幕議ニ入り大体左ノ

如ク決定ス

- 第一項 覺書ニアルニ依リ撤回
- 第二項 勤績手當改正ハ時期ヲ見テ善處ス
- 第三項 年二回ノ定期賞與ヲ支給ス、  
但シ會社ノ盛衰ニ依リ増減アルヘシ
- 第四項 從業員死亡ノ場合勤績手當以外ニ弔慰金トシテ月給六ヶ月以上ヲ支給ス 昭和七年覺書改訂者ニ限リ支給ス 其他ハ善處ス
- 第五項 覺書ニアルヲ以テ撤回
- 第六項 公傷ノ場合ハ月給及治療費全額支給ス
- 第七項 個人酌事情ヲ考慮善處ス
- 第八項 本要求ヲ全組合員ニ適用ス
- 第九項 女給ノ被服費ハ一切會社側全額負擔トス
- 第一〇項 掛持用自轉車ヲ必要アレバ設置ス